平成２４年（フ）第１４９２号
さいたま市見沼区大字南中野29番地　諏訪の苑、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１西上尾第二団地２―26―205
債務者　相子　勝彦
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０８号
さいたま市中央区上落合３丁目３番44号、旧住所千葉県船橋市二和東４丁目11番15号
債務者　芝山　　直
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３３号
さいたま市見沼区深作３丁目11番地６
債務者　里川　雅章
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９５号
さいたま市桜区田島６－３―13―202、住民票上の住所埼玉県北足立郡伊奈町学園３丁目80番地３
債務者　宮島　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１２号
さいたま市南区鹿手袋６丁目７番18号　ウツミハイツ105
債務者　花城　真也
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―22―502
債務者　小林　英昭
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地39
債務者　島田　洋二
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
福井県敦賀市中央町２丁目７番15―702号
債務者　岡本　卓也
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第５３号
福井県敦賀市砂流50号44番地の１　ひばりケ丘町
債務者　松宮　節江
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第３８８号
山梨県甲府市国母２丁目４番26号
債務者　望月　博之
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
山梨県笛吹市石和町川中島97番地１　石和クレアールマンション311
債務者　森　　伸也
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
長野県諏訪郡下諏訪町4506番地１　フレグランスりんごの木Ａ―101
債務者　矢野　　基
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１１１号
長野県諏訪郡下諏訪町4506番地１　フレグランスりんごの木Ａ―101
債務者　矢野　明見
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３２９号
兵庫県宝塚市大成町２番６号、住民票上の住所兵庫県宝塚市大成町３番10号
債務者　京竹　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６８４号
兵庫県芦屋市浜風町５番１号
債務者　大堀　智子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８５号
兵庫県芦屋市浜風町５番１号
債務者　大堀　通博
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係